

令和4年7月15日

西日本環境開発協同組合
代表理事 岸本 拓也 様

広島県知事
〒730-8511広島市中区基町10-52
建設産業課



解体工事業の登録について（通知）

令和4年6月29日 付けで登録申請のあった解体工事業については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の規定により、次のとおり登録しました。

- 1 登録番号 広島県知事（登一解4）第599号
- 2 登録の有効期限 令和4年7月16日 から 令和9年7月15日 まで
- 3 登録の更新を行う場合の期限 令和9年6月15日

（広島県の休日を定める条例第1条第1項の県の休日に該当する場合は、直前の開庁日）